

令和8年度医療・介護・福祉施設省エネルギー化支援事業費補助金に関するQ&A

令和8年2月16日現在

区分	No.	質問	回答
補助対象施設	1-1	市町村が設置した施設は、対象になるか。	市町村や一部事務組合が設置した施設は対象外となります。ただし、設置後、民間に譲渡された施設は対象になります。
補助対象施設	1-2	2階建ての施設のうち、1階は補助対象施設であるが、2階は補助対象外施設となっている。照明のLED化を検討しているが、2階部分も含めて対象となるか。	2階は補助対象とはなりません。 ※建物一体で更新しなければならない場合は、補助対象外施設も含めて補助対象となる可能性がありますのでご相談ください。
補助対象施設	1-3	建物を借りている場合でも、対象となるか。	対象施設を運営している事業者が対象となりますので、借主であっても対象となります。貸主が事業を実施する場合は対象外です。 本事業の実施について借主・貸主双方が同意していること、改修費を含む、改修箇所の責任は借主が負うことなどがわかる、承諾書、同意書、協定書、契約書等の書面の写し(任意様式)を添付してください。 なお、有益費に分類されるような、貸主に改修箇所の所有権が帰属するものについては対象外です。 また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまでに、施設の運営を終了し建物を返還しようとする場合、借主から貸主へ設備の所有権の譲渡が発生するため、事前に知事の承認が必要となります。
補助対象施設	1-4	1つの法人が複数の施設を経営している場合、施設ごとに申請することは可能か。申請可能な場合、補助上限額は1施設につき200万円か。それとも法人全体で200万円が上限となるのか。	建物が異なる場合は、施設ごとに申請可能です。補助上限額はそれぞれの施設について200万円となります。 ただし、同一建物内で複数のサービスを併設している場合は原則として1施設として扱います。
補助対象事業	2-1	建物内で、2つの省エネの取組を合わせて申請することは可能か。(空調更新+LED化など)	いずれも省エネ効果が見込まれることが申請書類で確認できる事業であれば、2つの事業を組み合わせて申請することは可能です。ただし、補助金の上限額は1施設200万円ですのでご注意ください。
補助対象事業	2-2	建物の新築、増築に伴うLED照明の導入は対象になるか。	補助対象なりません。既存の照明設備のLED化が対象になります。
補助対象事業	2-3	導入設備が中古品の場合でも対象になるのか	補助対象なりません。
補助対象事業	2-4	リース契約による設備導入は、補助対象となるか。	補助対象なりません。
補助対象事業	2-5	既存のエアコンを全て残したまま、新たに省エネ効果のあるエアコンを設置する費用は補助対象となるか。	補助対象なりません。空調設備は更新のみが対象です。なお、次の2-6も参照願います。
補助対象事業	2-6	空調設備の更新で、既存設備の台数と導入予定設備の台数が異なる場合、申請は可能か。	既存設備の台数と導入予定設備の台数が異なる場合も申請可能です。 既存設備、導入設備のそれぞれエネルギー使用量の台数分の合計で比較し、省エネルギー効果が見込まれることを申請書類で確認できれば、台数が異なっていても構いません。※(別紙3)設備比較証明書 なお、将来設備や予備設備は補助対象とはなりません。
補助対象経費	2-7	照明器具はそのままで、ランプのみLEDにするのは対象か。また、非常灯の更新も対象になるか。	既存の照明設備よりも省エネ効果が見込まれることが申請書類で確認できれば、施設照明のLED化に該当するものとして、対象となります。
補助対象事業	2-8	太陽光発電システムの新設をするが、附属装置として蓄電池を含めて申請して良いか。	太陽光発電システムと一体のものとして、蓄電池を含めて申請していただいて構いません。 なお、蓄電池単独では申請できません。
補助対象経費	2-9	外灯や壁面、ポーチの照明は対象となるか。	補助対象なりません。屋内の照明設備のLED化が対象となります。

区分	No.	質問	回答
補助対象事業 (その他の取組として認められるもの)	3-1	車両は、補助対象になるか。	補助対象となりません。
補助対象事業 (その他の取組として認められるもの)	3-2	自動販売機、非常用自家発電設備は、補助対象になるか。	補助対象となりません。
補助対象事業 (その他の取組として認められるもの)	3-3	施設全体の外壁、屋根などの大規模改修工事(断熱工事含む)は対象となりますか。	補助対象となりません。 建物改修については、補助対象事業の中に、「二重窓」又は「複層ガラス」の設置(既存部分の改修に限る)がありますが、それと同程度の改修で、省エネルギー効果が見込まれることが確認できるものが対象になります。 なお、老朽化ではなく、あくまで省エネルギー化を目的としたものが対象となります。
補助対象事業 (その他の取組として認められるもの)	3-4	木質ペレットの再生可能エネルギーを利用したペレットストーブを、更新ではなく、新たに設置する場合、申請は可能か。 ※既存の冷暖房エアコンは撤去せずに、冬期のエアコン暖房の使用量を抑え、全体として、エネルギーコストの削減を目的とするもの。	・再生可能エネルギーを利用した設備は、新設でも対象としており、省エネルギー効果が見込まれることが申請書類により確認できれば対象になります。(募集要項の「4 補助対象事業」の表⑥(イ)に該当) ・この場合、募集要項8の「交付申請書類」のうちの「(2)事業実施前の状況がわかる資料及び、事業内容がわかる資料」については、「①「二重窓」又は「複層ガラス」の設置の場合」に準じて提出してください。 ※提出画面・写真については、既存のエアコン、新設するペレットストーブの両方の場所と状況がわかるものとしてください。 ※提出が必要な「省エネルギー効果見込(別紙4)」は、ペレットストーブの導入により、既存の暖房設備のエネルギー消費量の削減が見込まれるなど、省エネルギー効果が確認できる内容としてください。
補助対象事業 (その他の取組として認められるもの)	3-5	新たに風除室を設置する場合は補助対象となるか。	補助対象となりません。建物改修については、既存部分の改修に限られます。 ※補助対象事業の中に、「二重窓」又は「複層ガラス」の設置(既存部分の改修に限る)がありますが、あくまでも既存の窓の改修に限っており、これに類する取組としても、既存部分の改修に限られます。
補助対象事業 (その他の取組として認められるもの)	3-6	コピー機の更新は対象となるか。	コピー機等の情報機器の更新は、補助対象とはなりません。
補助対象事業 (その他の取組として認められるもの)	3-8	キュービクルの更新は対象となるか。	キュービクル等、法令により技術基準等への適合の維持及び定期的な点検が義務づけられる設備の更新については、省エネルギー化の取組とは認められず、補助対象となりません。
補助対象事業 (その他の取組として認められるもの)	3-7	省エネカーテンへの更新、断熱フィルムの貼り付けは対象となるか。	どちらも補助対象とはなりません。

区分	No.	質問	回答
補助対象期間	4-1	県からの交付決定より前に、事業に着手する(発注や契約を行う)ことは可能か。	補助金の「交付決定通知」が交付されるまでは、発注、契約を行うことはできません。
補助対象期間	4-2	補助対象期間はいつまでか。	補助対象期間は、「交付決定通知」の通知日から令和9年1月29日までとなります。 ※対象期間内に、発注や契約を行い、施設改修・設備導入等の工事を完了し、支払いを済ませ、実績報告書類を提出することが必要です。
補助対象経費	5-1	空調設備を更新する場合の、入れ替えに係る撤去費用や処分費用も対象となるか。	撤去・処分費についても、設置にかかる経費と一体をなすものとして補助対象とします。
補助対象経費	5-2	振込手数料は補助対象経費になるのか	補助対象となりません。また、振込手数料を相手側が負担した場合は、実質的な値引きとなりますので、差し引いた額が補助対象経費となります。
交付申請書類	6-1	「設備比較証明書(別紙3)」については、納入事業者等が必ず証明することになるのか。	納入業者や、メーカー等の事業者の証明が必要です。補助金申請事業者の名前で証明することはできません。
交付申請書類	6-2	「設備比較証明書(別紙3)」について、複数の設備を更新する場合で、証明者が異なる場合はどのように記載したら良いか。	別紙3については、証明者ごとに作成してください。
交付申請書類	6-3	二重窓に改修する場合に「省エネルギー効果見込(別紙4)」の提出が求められているが、その中の「1 改修等事業実施によるエネルギー消費量削減見込み(計画)」の表の記載の考え方を伺いたい。	二重窓に改修することで、建物内の断熱性が高まり、電力等の消費量を抑えることができると想定し、施設における年間のエネルギー消費量がどのくらい削減できるかの計画を示していただくというものです。
交付申請書類	6-4	見積書は必ず2者以上提出になるか。	2者以上必要です。 ただし、特注品の発注など、特定の相手方と契約が必要となる場合は、その理由を示した選定理由書(「参考様式」参照)を提出してください。この場合は1者のみの見積書提出が認められます。 ※選定理由書には、選定業者以外から調達する方法がない具体的な理由を記載してください。
その他	7-1	事業により取得した設備の処分について制限はあるか。	減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまでの期間に、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄しようとする場合、知事の承認が必要となります。 なお、処分の内容に応じて交付した補助金の全部または一部を納付せざることがあります。